

## 平成24年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書

【テーマ：①-ハ、②-イ】

1 事業名	
しんりん かく まちづくりじぎょう がた しんりんさんぎょう なか せいび む 森林を核とした町づくり事業～ハブ型・新林産業パーク那賀の整備に向けて～	
2 事業主体の名称	
なかちょう 那賀町	
3 新規・継続	
新規	
4 補助金事業の期間	
平成25年1月20日 ～ 平成25年3月31日	
5 特定地域再生事業費補助金の種類	
特定地域再生計画策定事業	○
特定地域再生計画推進事業	
6 要望国費	
10,000,000円	
7 事業の概要	
<p>本町は、西日本第2の高峰剣山の南東面に那賀川が西から東に貫流、急峻な山岳地帯を中心とした森林6.6万 ha は、そのほとんどが民有林で、古くから林業のまちとして栄えてきたが、現在においては、長年にわたる木材価格の低迷等によって林業は衰退し、典型的な過疎の山村となり、今なお、人口の社会減、自然減が続き、集落機能の維持が困難となる地区の増加が予測されている。</p> <p>このため、地域再生に向け、基幹産業の林業から再生するよう、徳島県の林業再生プロジェクト(H17)をきっかけに路網整備と機械化を推進、平成23年度には豊かな森林をしっかりと活用し持続させる「那賀町林業マスタープラン」を樹立し、林業の活性化による経済・雇用の拡大を目指して動き出している。</p> <p>当計画は、これまでの仕上げとして、「那賀町森林管理受託センター」設立により森林・林業を中核とし、木材産業をはじめ、農業、観光、建設業など関連産業が連携・集積する拠点施設「ハブ型・新林産業パーク那賀」の整備に向け、調査や地域のコンセンサスづくりを行い、町内をもとより、広く需要先や都市部の消費者と交流を進めることによって農林業の第6次産業化を強力に推進する。</p>	

## 平成 24 年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書

【テーマ：①-ハ、②-イ】

1 事業（調査等）の名称
<p>しんりん かく まちづくりじぎょう がた しんりんさんぎょう なか せいび む      森林を核とした町づくり事業～ハブ型・新林産業パーク那賀の整備に向けて～</p>
2 事業主体の名称
<p>なちよう      那賀町</p>
3 地域の課題等
<p>(1) 人口や社会経済の状況</p> <p>那賀町は、町面積の 95%が森林で、明治、大正時代から「木頭林業」と呼ばれる、良質の薄板の生産に適する優良なスギ大径材の生産地で、特に、那賀川河口域（阿南市）の製材工場群への原料の供給地として、戦後の復興から昭和の高度経済成長期には、年間 30 万立方メートルもの木材が生産され、林業が地域経済を支えてきた。</p> <p>人口推移を見ると、昭和 35 年は約 23 千人で平成 17 年約 11 千人と半減し、現在は 9,846 人と 1 万人を下回る厳しい状況となっている。さらに人口構成では 15 以上 65 歳未満の生産年齢人口は昭和 50 年から下がり続け、現在は 51%まで低下し、このままでは平成 27 年には 65 歳以上の高齢者が約 43%の超高齢化社会になると予測される。</p> <p>また、産業別就業人口をみると、昭和 35 年には 62.1%であった第 1 次産業の割合が毎年減少し、平成 17 年には 20.3%まで減少している。逆に第 2 次、第 3 次産業の割合は相対的に高まったものの、十分な雇用の受け皿となっておらず、地域全体では衰退となっている。</p> <p>このように、地域の経済は、昭和 30～40 年代の旺盛な木材需要に応えた林業が地域を支え、その後は公共投資による建設業が増加したが、現在では、人口流失、少子高齢化が進み、林業や農業の支援策を実施しているものの、次第に地域産業全体の疲弊が進行しつつある。</p> <p>(2) 地域課題</p> <p>過疎と高齢化が進む中、平成 17 年 3 月に 5 町村の合併により本町が発足し、広域的行政課題は数多くあるが、急峻な山に囲まれた環境にあるため、まず、自然災害の防止対策として、治山、治水及び急傾斜地崩壊対策等の保全対策事業を推進し、町民が安全で快適な生活が営める環境を整備することが重要である。</p> <p>その他の地域課題は、産業、医療や教育、水道や消防、住宅など多岐にわたる課題があるが、その多くが人口の減少や高齢化に対応する課題となっていることから、当地域における最大の課題は、人口の減少を食い止めるため雇用力を高めることである。</p> <p>この雇用を生み出す産業面では、第 1 次産業が重要な基幹産業であるが、本町面積の 95%を占める森林をフィールドとする林業は、広大な事業地があり、その整備や利用によって多く雇用が期待でき、林業が活発化すれば農業と一体の経営が可能になるとともに、適正な森林管理によって、雨水による表土流出や山林崩壊といった山林の荒廃につながる危険性を低減できると考えられる。</p> <p>しかしながら、林道や農道などの基盤整備の遅れ、または価格低迷による農林業所得の低下により、農林業の多くは雇用力を失い、大勢の担い手や労働力の流失が続いてきたことが課題であり、この結果、耕作放棄地や未整備森林を拡大させていることから、町民の生活基盤の保全という観点も併せて、農林業の再生は最も重要な課題と言える。</p> <p>(3) 地域資源</p> <p>本町の森林は約 6.6 万 ha で徳島県の 21%を占める最大の森林地帯である。その多くは個人や会社が所有する私有林などの民有林が約 6 万 ha であり、うち 4.7 万</p>



ha がスギを中心とした人工林である。

この豊かな森林は、間伐や主伐によって生産可能な森林が既に 90%に達しており、樹木が育つことによって増加する立木の年間成長量は、現在の木材生産量 6 万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の 5 倍にあたる約 30 万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超えている。

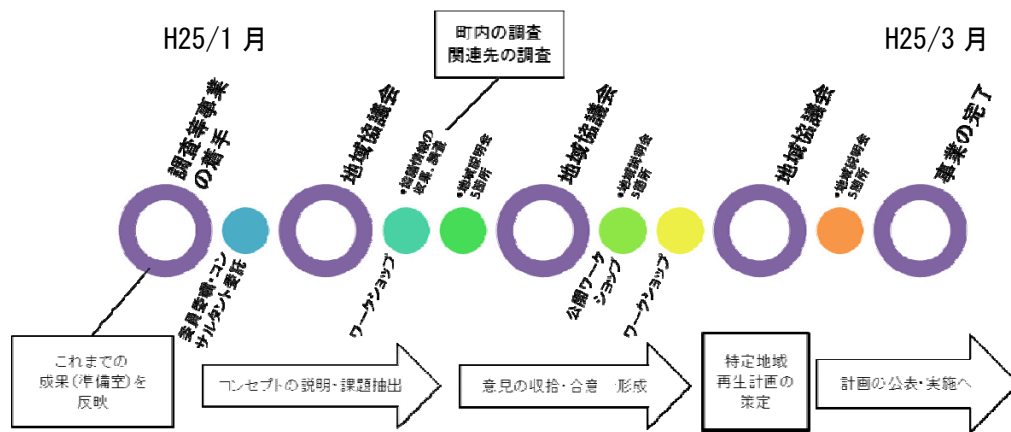
すなわち、本町では、毎年 24 万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>のスギ材が未利用となっており、積極的な利用を行うことによって、適正な森林整備を進めることができる。

また、剣山系の国定公園、高の瀬峡等の紅葉の名所、大釜の滝など自然環境に加え、自然を活用した溪流釣り、カヌーやスギ丸太の一本乗りなど、地域に埋もれた観光・交流資源は豊富にあるが、知名度も低く観光資源として活用は未利用とも言える。

さらに、農業では山間地ならではの特産品として、木頭ゆず、相生番茶、おもと、ケイトウなどがあり、素材から加工品まで多様な資源があり、活用も多彩であるが、未利用の部分も多い。

このような物的資源に加え、林業における索道技術や建設業における掘削技術など、長い経験に基づく人材資源の多くが未利用となっており、高齢者を含めて地域の中で再度の活用・活躍を図る。

#### 4 調査の作業フロー



#### 5 事業（調査等）の基本方針

特定地域再生計画の策定にあたっては、那賀町林業マスタープランに掲げた重点目標である木材生産量の増加及び林業雇用者の拡大を目的に、私有林についても、本町で適正な森林の管理を進めていく「那賀町森林管理受託センター(仮称)」を設立し、さらに農業や建設業、観光業など、広く周囲に拡大する「新林産業パーク」への展開を目指すものであることから、那賀町林業振興課の森林管理受託センター準備室が中心となって、調査等の事業を進めるものとする。

また、平成23年度から本町と徳島大学地域創生センターは、地域協働デザイン部門のプロジェクトで「林業を活かした地域再生 那賀町地域再生塾」として、徳島大学教員による講座を開催し、地域の資源発掘や活性化に向けた取り組みを進めていることから、これを活用し、本事業の課題抽出や合意形成のプロセス、さらには6次産業化に向けたワークショップとして共催する方式で実施する。

さらに、協議会情報の収集調査や意向調査については、林業コンサルタント等へ委託するなど、専門的知識に基づき実施すると共に、木頭森林組合をはじめ、関係団体等に協力を求め、地域での意向調査等を円滑に実施するものとする。

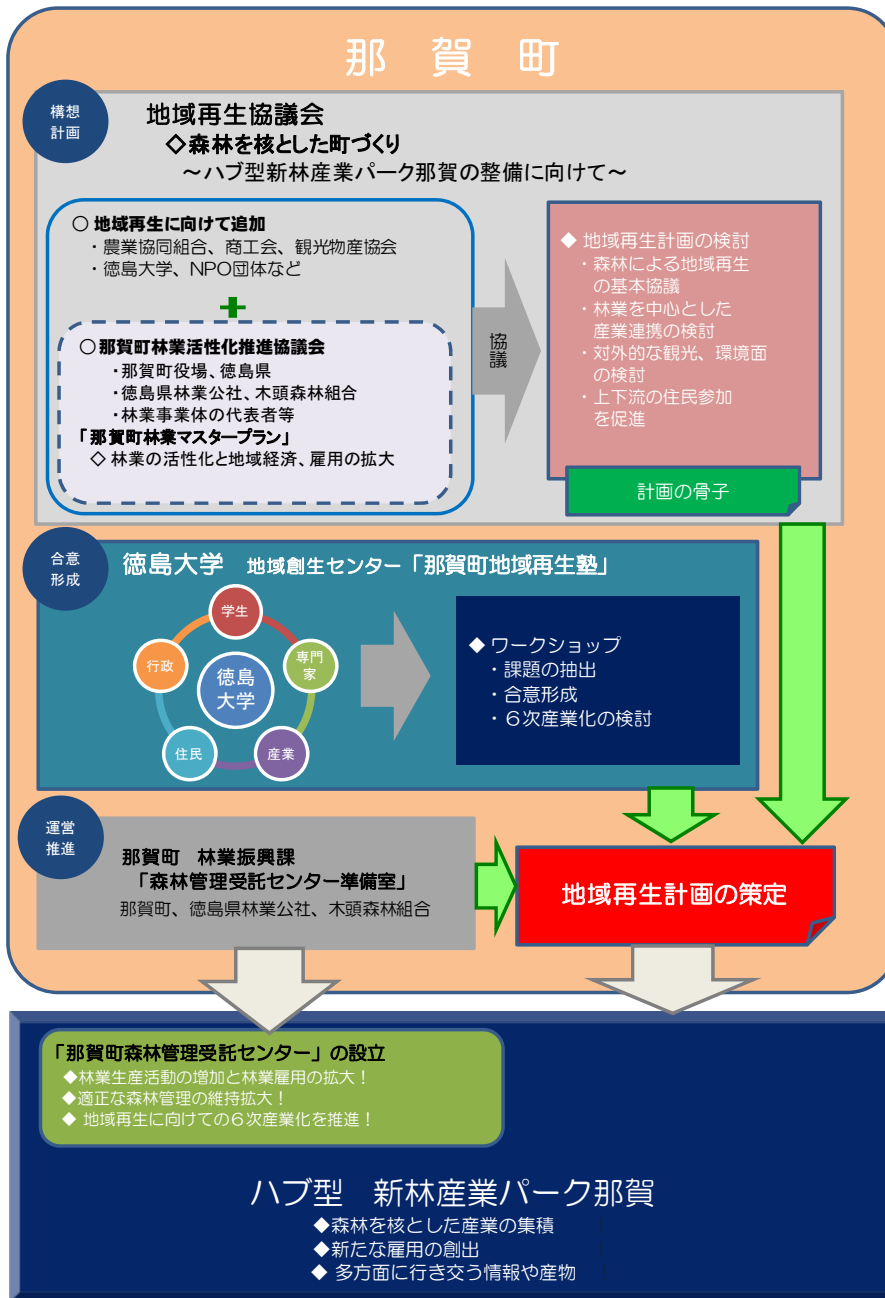
## 6 体制

地域再生計画の策定に係る推進体制は、平成23年度に那賀町林業マスタープランの樹立にあたって設けた「那賀町林業活性化推進協議会（行政機関や林業団体、林業関係者で組織）」を基礎に、地域再生計画の策定に向けて、農業、商工業、観光などの関係者を加えた新たな「地域再生協議会」を設置し、計画の基本骨子を策定する。

この基本骨子に沿って、合意形成を図るため、「那賀町地域再生塾」として地域住民を巻き込んだワークショップを設ける。

また、運営推進は那賀町林業振興課森林管理受託センター準備室が行い、業務提携を行っている徳島県林業公社及び木頭森林組合の援助を得て、正式な「那賀町森林管理受託センター（仮称）」の設立と併せて事業を推進し、設立後は当該地域再生計画の推進の中心を同センターが担うものとする。

### <那賀町における特定地域再生計画の推進体制>



## 7 事業（調査等）の内容

### 【計画策定に必要とされる調査等の着眼点】

本町では、平成23年度に那賀町林業マスタープランの策定にあたり、協議会を設け、林業関係者の意見を集約し、森林管理の課題や林業の抱える問題を解決すべく、那賀町森林管理受託センター準備室を設け、平成24年5月からスタートした。

この取り組みにおいて、最大の課題である「雇用の拡大」は、単に林業だけでは不安定な就労条件となるなど困難な面があり、地域全体の課題として取り組む必要があることが浮き彫りとなった。

このため、地域再生計画の策定にあたり、地域の雇用拡大につなげるには、森林を核とした産業が複合、連携することが最重要と位置づけて調査等を実施する。

また、業種間の連携方法は、たとえば、林業と建設業では、近年の高性能林業機械の普及により保有機械のベースマシンが同一で互換性があることや、林業と農業では、春から夏期は農繁期、秋から冬期は林業の繁忙期で兼業分担が可能であることなど、多岐にわたる。

このようなことから、多様な連携を促進するよう調査等は、次のとおり実施する。

- ① 農業、商工業、建設業、観光業等、地域の林業以外の産業についての意向調査
- ② 地域の住民や那賀町に関心のある者の森林に対する意識向上、協力強化
- ③ 産学官連携による産業連携と集積の手法等に関するニーズ・課題の把握
- ④ 6次産業化に向けたコンセンサスの醸成

### 【具体的な手法について】

計画全体については、初期の段階から林業及び本町の主要な産業関係者で構成する「地域再生協議会」による協議によって推進する。

また、下記の調査等は次のとおり行う。

- ① 農業、商工業、建設業、観光業等、地域の林業以外の産業についての意向調査  
ワークショップにより認識を高めてもらうと共に、地域再生協議会の委員を通じた情報収集や主要な事業者や業界団体への聞き取り調査を行うことにより連携等の意向調査を行う。
- ② 地域の住民や那賀町に関心のある者の森林に対する意識向上、協力強化  
本町の各地で行う地域説明会や徳島大学の那賀町地域再生塾を公開ワークショップとして実施することにより行う。
- ③ 産学官連携による産業連携と集積の手法等に関するニーズ・課題の把握  
徳島大学や林業コンサルタントなど専門家によるニーズ調査において業種間のマッチングを図ると共に課題を抽出し、地域再生協議会、ワークショップ、地域説明会の場を活用して情報収集を行う。
- ④ 6次産業化に向けたコンセンサスの醸成  
地域再生協議会やワークショップで議論を深めると共に、専門家(コンサルタント等)によるアドバイスを行う場を設けるなど、地域全体のコンセンサスを醸成する。

8 評価項目に対する内容	
8-1 国策への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備による自然環境の保全を推進</li> <li>・産業連携による新産業の創設、第6次産業化の促進</li> <li>・過疎・高齢化の中山間地の振興</li> <li>・第1次産業、特に林業による雇用創出</li> </ul>
8-2 取組の先駆性モデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山村の課題である雇用拡大の先駆的な取り組み</li> <li>・林業をハブとした産業連携のモデルとその拠点施設</li> <li>・町が中心となる森林管理受託センター</li> </ul>
8-3 多様な主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「林業・建設業連携」に加え、地域産業の農業・観光業・商工・物産・機械会社等を集約</li> <li>・大学や住民も参加したワークショップ</li> <li>・県の専門家や林業公社等の団体組織も参画</li> </ul>
8-4 事業の熟度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町では平成23年度に那賀町林業マスタープランを樹立し、平成24年5月には町組織に「森林管理受託センター準備室」を設け、関係先との業務提携を行い、林業部門では準備が整っている。</li> <li>・さらに、平成23年度から徳島大学と連携し、林業を活かした地域再生「那賀町地域再生塾」を開始し、外部の協力体制が整っている。</li> <li>・また、平成22年度には町内建設業10社の協同組合に林業参入を実現するなど、地域一帯となった取り組みを続けている。</li> </ul>
8-5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や林業の問題解決に向け、徳島県では、平成17年度から林業再生プロジェクト、平成19年度から林業飛躍プロジェクトに取り組み、間伐において高い生産性を実現する新間伐システムを推奨され、本町では、木頭森林組合を始め、多くの林業事業者が導入し、県内で最も生産体制の基礎ができている。</li> <li>・平成24年度からは徳島県も次世代林業プロジェクトへ進化し、主伐を見据えてさらに生産の倍増を計画しており、本町は林業の中心地として高い期待をされており、本町としても、利用度の低い森林資源の活用が本町活性化の鍵と考え、全力で取り組んでいる。</li> </ul>
9 活用する規制の特例措置の内容	
<p>特定地域再生計画の産業集積等の実施による、既存補助対象財産の処分(移転等)における承認基準の緩和及び、承認申請事務の簡素化。</p> <p>&lt;規制等&gt;</p> <p>「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知)」</p>	

10 スケジュール				
項目	年月	平成 25 年		
		1 月	2 月	3 月
地域協議会開催		←	→	→
ワークショップ開催		←	→	→
地域説明会開催		←	→	←
ニーズ・課題調査		←	→	
11 事業費（調査費）の内訳				
経費の区分	内訳			
■地域協議会開催				
報償費				
旅費				
使用料等				
役務費				
需用費				
計				
委託費				
（協議会資料作成業務）				
（ワークショップ等開催業務）				
（地域説明会開催業務）				
（ニーズ・課題調査業務）				
（地域再生計画作成業務）				
※詳細は別添のとおり				
経費計		12,850	千円	
要望国費		10,000	千円	
12 その他				